

山口県報

令和2年
3月31日
(火曜日)

目 次

○公告
令和2年度山口県予算の要領の公表(財政課) 一七
令和元年度山口県補正予算の要領の公表(財政課) 一七



(七四) 令和2年度山口県予算の要領の公表

令和2年2月山口県議会定例会で議決された令和2年度山口県予算の要領は、次のとおりです。

令和2年3月31日

山口県知事 村 岡 誠 政

令和2年度山口県一般会計予算

令和2年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ674,106,498千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)
第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)
第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	税	歳	項	入	金額
1	県	1	県	税	179,712,226
		2	事	業	51,430,646
		3	地	方	35,987,651
		4	不	動	54,825,000
		5	県	た	2,487,357
		6	グ	ル	1,408,000
		7	軽	油	443,000
		8	自	動	13,876,426
		9	自	動	19,031,146
		10	自	動	8,000
		11	狩	猟	11,000
		12	産	業	204,000
		13	産	業	62,081,000
		14	産	業	62,081,000
		15	産	業	27,204,000
		16	産	業	24,209,000
		17	産	業	2,633,000
2	地方消費	1	特別	地方	2,633,000
	税清算	2	法人	揮	102,000
	金	3	事業	発	32,000
3	地方譲	1	業	油	
	与税	2	譲	譲	
		3	与	与	
		4	税	税	
		5	航	空	
		6	機	機	
		7	燃	料	
		8	譲	与	
		9	税	税	

7	商 工 業 費	1	農 林 業 費	12,228,292
		4	水 産 業 費	6,857,913
		5	商 工 業 費	6,401,604
		1	商 工 業 費	46,106,978
		2	商 工 業 費	2,195,247
		3	観 光 費	43,186,543
		725,188		
8	土 木 費	76,138,149		
		6,778,539		
		30,898,798		
		21,998,157		
		8,115,938		
		4,440,735		
		3,905,982		
9	警 察 費	38,965,603		
		36,255,206		
		2,710,397		
10	教 育 費	138,314,121		
		19,417,738		
		41,204,531		
		25,694,914		
		25,068,616		
		12,443,143		
		1,595,778		
		589,273		
		2,265,078		
		10,035,050		
		6,029,461		
11	災 害 復 旧 費	1,473,807		
		4,395,654		
		160,000		
12	公 債 費	90,931,779		
		90,931,779		
13	諸 支 出 金	88,511,000		

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
14 子 備 費	1 子 備 費 計	1 地方消費税清算金	53,190,000
		2 利子割交付金	228,000
		3 配当割交付金	855,000
		4 株式等譲渡所得割交付金	332,000
		5 法人事業税交付金	1,652,000
		6 地方消費税交付金	31,324,000
		7 ゴルフ場利用税交付金	311,000
		10 環境性能割交付金	617,000
		11 環 境 性 能 割 精 算 金	2,000
		200,000	
		200,000	
674,106,498			
1 農業近代化資金の融 通に係る市町に対する 利子補給補助金及び県 が ² 行う利子補給	令和2年度から 令和22年度まで	(1) 令和2年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助 金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額 とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限 度とする額とする。	
		(1) 令和2年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、1,600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助 金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額と する。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限 度とする額とする。	
		(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする額とす る。	
2 漁業近代化資金の融 通に係る市町に対する 利子補給補助金及び県 が ² 行う利子補給	令和2年度から 令和22年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とす る。	
		(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とす る。	
3 公害防止施設整備資 金に対する利子補給	令和2年度から 令和10年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とす る。	
		(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とす る。	
4 産業廃棄物処理施設 整備資金に対する利子 補給	令和2年度から 令和10年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とす る。	
		(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とす る。	
5 漁業経営維持安定資 金の融通に係る市町に 対する利子補給補助金 及び県が ² 行う利子補給	令和2年度から 令和17年度まで	(1) 令和2年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金 は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額と する。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限 度とする額とする。	
		(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.15%を限 度とする額とする。	
6 漁業経営再建資金の 融通に係る利子補給	令和2年度から 令和17年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.15%を限 度とする額とする。	

24	経営安定支援資金(経営支援特別保証金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和2年度から令和12年度まで	山口県信用保証協会が令和2年度に12,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営支援特別保証金)に係る債務保証により受け受ける損失の70/100に相当する額
25	経営安定支援資金(経営に係る山口県信用保証協会に対する損失補償)	令和2年度から令和12年度まで	山口県信用保証協会が令和2年度に6,500,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営支援特別保証金)に係る債務保証により受け受ける損失の70/100に相当する額
26	国立大学法人大増枠の学医学生者に対する学費の補助金	令和2年度から令和8年度まで	72,000千円
27	地域医療再生計画に基づく大学医学部に対する貸付金	令和2年度から令和7年度まで	108,000千円
28	高度産業人材確保支援の貸付金	令和2年度から令和17年度まで	49,920千円
29	看護職員県内定着促進事業に係る奨学金に対する補助金	令和2年度から令和11年度まで	28,800千円
30	東部地域支援事業に係る大学就学プログラムの修了者に対する補助金	令和2年度から令和3年度まで	2,500千円
31	県庁舎防災設備改修工事の一括契約	令和2年度から令和3年度まで	369,369千円
32	県庁舎自動制御設備改修工事の一括契約	令和2年度から令和3年度まで	107,615千円
33	県警察本部庁舎昇降機設備改修工事の一括契約	令和2年度から令和3年度まで	458,554千円
34	県議会棟空調設備改修工事の一括契約	令和2年度から令和3年度まで	430,100千円
35	電子県庁基幹システム構築等に係る業務委託の年度を越えること	令和2年度から令和3年度まで	118,140千円
36	委託訓練の実施に係る業務委託の年度を越えること	令和2年度から令和4年度まで	377,604千円
37	農林業の知と技の拠点整備事業の一括契約	令和2年度から令和4年度まで	2,483,397千円
38	県営かんがい排水改		
	良事業の年度を越えること(三隅地区排水機)	令和2年度から令和3年度まで	220,000千円
39	経営成基盤整備事業の年度を越えること(王喜東地区ほ場整備)	令和2年度から令和4年度まで	480,000千円
40	山口県内海栽培施設センター事業の年度を越えること	令和2年度から令和3年度まで	628,844千円
41	道路改良事業の年度を越えること(国道490号9号橋上部)	令和2年度から令和3年度まで	420,000千円
42	〃	令和2年度から令和3年度まで	180,000千円
43	〃(県道徳山本郷線2号橋上部)	令和2年度から令和4年度まで	3,255,000千円
44	〃(県道岩国玖珂線5号橋上部)	令和2年度から令和4年度まで	515,000千円
45	道路改良事業の年度を越えること(西日本旅客鉄道株式会社(県道岩国玖珂線))	令和2年度から令和4年度まで	690,000千円
46	橋りょう修繕事業等の年度を越えること(県道小野田美東線新式)	令和2年度から令和3年度まで	460,000千円
47	周防高潮対策事業の年度を越えること(江頭川排水機場)	令和2年度から令和3年度まで	420,000千円
48	堰堤改良事業の年度を越えること(阿武川ダム)	令和2年度から令和3年度まで	208,950千円
49	県営住宅建設事業等の年度を越えること(中高層耐火構造)	令和2年度から令和4年度まで	1,247,094千円
50	山口県立大学食堂・福利厚生棟建設事業の一括契約	令和2年度から令和3年度まで	925,944千円

道路改良事業	2,992,000			災害関連緊急砂防事業	38,000		
過疎地域市町道代行事業	40,000			地すべり対策事業(建設)	306,000		
単独道路改良事業	1,455,000			災害関連緊急地すべり対策事業	82,000		
道路直轄事業負担金	3,762,000			急傾斜地崩壊対策事業	983,000		
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	1,036,000			災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	128,000		
単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	508,000			砂防災害関連事業	110,000		
橋りょう補修事業	2,819,000			単独砂防改良事業	64,000		
単独橋りょう補修事業	10,000			自然災害防止事業(砂防)	402,000		
広域河川改修事業	1,610,000			港湾改修事業	279,000		
河川情報基盤緊急整備事業	30,000			港湾既存施設有効活用促進事業	234,000		
周防高潮対策事業	549,000			港湾環境整備事業	14,000		
河川工作物関連応急対策事業	254,000			港湾直轄事業負担金	2,700,000		
河川災害関連事業	297,000			単独港湾改修事業	81,000		
単独河川改修事業	1,338,000			海岸防災事業	652,000		
自然災害防止事業(河川)	151,000			都市計画街路整備事業	513,000		
河川直轄事業負担金	365,000			単独都市計画街路整備事業	645,000		
錦川総合開発事業	2,017,000			都市公園整備事業	157,000		
深川川総合開発事業	82,000			単独都市公園整備事業	47,000		
堰堤改良事業	99,000			公営住宅建設事業	934,000		
堰堤修繕事業	110,000			過疎地域下水道代行事業	251,000		
高潮対策事業	161,000			駐在所等改築事業	178,000		
侵食対策事業	62,000			警察職員住宅管理事業	24,000		
自然災害防止事業(海岸)	21,000			交通事故防止施設総合整備事業	475,000		
通常砂防事業	1,742,000			一般管理事業	682,000		

校舎改築事業	736,000		
大規模改造事業	250,000		
施設改造事業	108,000		
退職手当給付事業(教育)	2,213,000		
特別支援学校施設整備事業	41,000		
県立大学整備事業	792,000		
私立高校等施設整備事業	89,000		
土木過年補助災害復旧事業	270,000		
土木過年単独災害復旧事業	20,000		
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000		
土木現年単独災害復旧事業	70,000		
補助港湾災害復旧事業	124,000		
県立学校施設災害復旧事業	60,000		
治山施設災害復旧事業	2,000		
県有施設災害復旧事業	100,000		
臨時財政対策債	23,170,000		
計	67,929,000		

令和2年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和2年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ340,660千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(単位 千円)

歳入	歳入	歳入	金額
1 繰入金	1 他会計繰入金		230
2 繰越金	1 繰越金		257,000
3 諸収入	1 貸付金元利収入		83,430
	合 計		340,660
歳入	歳出	歳出	金額
1 母子父子寡婦福祉資金	1 母子父子寡婦福祉資金		340,660
	合 計		340,660

令和2年度中小企業近代化資金特別会計予算

令和2年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ609,774千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	歳入	歳入	金額
2 繰入金	1 他会計繰入金		149,312
3 繰越金	1 繰越金		214,923
4 諸収入	1 繰越金		214,923
			170,539

山口県

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以内	国の定める方法による。

令和2年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

令和2年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
 - 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ395,552千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
- (一時借入金)
 - 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	25,581
2 使用料及び手数料	1 使用料	76,777
4 財産収入	1 財産運用収入	4,082
5 繰入金	1 他会計繰入金	223,393
6 繰越金	1 繰越金	1
7 諸収入	1 延滞入金	65,718
	3 雑計	1
	合計	395,552

歳入 出

金額

1 下関漁港地方卸売市場費 2 市場管理費

歳 出 合計 395,552

令和2年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和2年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
 - 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,894千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	金額
3 繰越金	1 繰越金	123,682
4 諸収入	1 繰越金	123,682
	合計	3,212

山口県

款	項	金額
1 繰出金	1 繰出金	4,041,514
歳出	合計	4,041,514
令和2年度土地取得事業特別会計予算		

令和2年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,144千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算	歳入	(単位 千円)
款	項	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	104,143
	2 財産売却収入	1,303
4 繰越金	2 財産売却収入	102,840
	1 繰越金	1
	1 繰越計	104,144
歳入	歳出	
1 土地取得事業費	3 産業団地管理費	104,144
	4 分譲宅地管理費	93,864
	合計	10,280
歳出	合計	104,144
令和2年度公債管理特別会計予算		

令和2年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,584,825千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算	歳入	(単位 千円)
款	項	金額
1 繰入金	1 他会計繰入金	90,652,783
2 県債	1 県債	56,932,042
歳入	合計	56,932,042
歳入	歳出	
1 公債費	1 公債費	147,584,825
歳出	合計	147,584,825
第2表 地方債		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	56,932,042	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の見直しを行う場合は、当該利率は、直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦、30年以内のもの、ただし、特別の条件による。

令和2年度港湾整備事業特別会計予算

令和2年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,497,283千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

直し後の利率による。

令和2年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

令和2年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,202,141千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
1	分担金及び負担金	1	298,621
2	諸 収 入	1	298,621
3	県 債 入	1	866,520
	貸付金元利収入		866,520
	合計		2,037,000
	合計		2,037,000
3,202,141	合計		3,202,141
款	項	出	金額
1	県立病院機構費	1	3,202,141
	合計		3,202,141
	合計		3,202,141

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立病院機構貸付金	2,037,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし、	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし、特別のもの、

(号 外-18)

による。
(地方債)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。
第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1	使用料及び手数料	1	1,525,091
2	寄 付 金	1	517,619
3	繰 越 金	1	517,619
4	諸 収 入	1	124,572
5	県 債 入	1	124,572
	雑 入		124,572
	合計		1,330,000
	合計		1,330,000
3,497,283	合計		3,497,283
款	項	出	金額
1	港湾整備事業費	1	3,497,283
	合計		3,497,283
	合計		3,497,283

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	1,330,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし、 利率見直り 方式で借入 利率を引いた 見直し後、 は、	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし、特別のもの、 ただし、協議して定める条 件による。

		利率見直し方式で借入金について、直接の見たて後においては、当該利率に直による。	借入先と協議して定める条件による。
--	--	---	-------------------

令和2年度就農支援資金特別会計予算

令和2年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,904千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

2	繰入金	1	他会計繰入金	523
3	繰越金	1	繰越金	10,831
4	諸収入	1	貸付金元利収入	19,520
		2	雑収入	30
	歳入	合	計	30,904
	歳入	合	計	30,904
1	就農支援資金	1	就農支援資金	30,904
	歳出	合	計	30,904

令和2年度国民健康保険特別会計予算
令和2年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,334,107千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1	分担金及び負担金	1	負担金	38,976,557
2	国庫支出金	1	国庫負担金	36,260,665
		2	国庫補助金	24,508,384
3	療養給付費等交付金	1	療養給付費等交付金	11,752,281
		2		424
4	前期高齢者交付金	1	療養給付費等交付金	424
5	共同事業交付金	1	前期高齢者交付金	57,995,156
		1	共同事業交付金	57,995,156
6	財産収入	1	共同事業交付金	118,586
		1	財産運用収入	118,586
8	繰入金	1	財産運用収入	288
		1		7,981,705
		1	他会計繰入金	7,626,419
9	繰越金	2	基金繰入金	355,286
		1	繰越金	2,998,422
10	諸収入	1	繰越金	2,998,422
		5	雑収入	2,304
	歳入	合	計	144,334,107
	歳入	合	計	144,334,107
1	総務費	1	雑収入	2,304
	歳入	合	計	36,707
	歳入	合	計	36,707

		収 入		支 出	
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。					
		収 入		支 出	
第1款 電気事業収益		1,866,371千円			
第1項 営業収益		1,829,196千円			
第2項 附帯事業収益		26,172千円			
第3項 財務収益		972千円			
第4項 事業外収益		10,028千円			
第5項 特別利益		3千円			
第2款 電気事業費用		1,661,151千円			
第1項 営業費用		1,585,602千円			
第2項 附帯事業費用		22,944千円			
第3項 財務費用		6,441千円			
第4項 事業外費用		43,161千円			
第5項 特別損失		3千円			
第6項 予備費		3,000千円			
(資本的収入及び支出)					
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,262,723千円は、過年度分損益勘定留保資金2,064,790千円、減債積立金129,148千円及び当年度資本的収支調整額68,785千円で補てんするものとする。)					
		収 入		支 出	
第3款 資本的収入		76,023千円		2,338,746千円	
第3項 資本剰余金		70,388千円		315,000千円	
第4項 固定資産収入		1千円		491,497千円	
第5項 雑収入		5,634千円		1千円	
第4款 資本的支出				2,338,746千円	
第1項 建設費				315,000千円	
第2項 改良費				491,497千円	
第3項 投資資金				1千円	
第4項 償還金				129,148千円	
第5項 長期貸付金				1,400,000千円	
第6項 補助金返還金				100千円	
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。					
第1条 令和2年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。					
(業務の予定量)					
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。					
(1) 年間総販売電力量		163,772,000KWH			
(2) 主要な建設事業		平瀬発電所建設事業費			
(収益的収入及び支出)		267,000千円			
令和2年度電気事業会計予算					
令和2年度		令和2年度		令和2年度	
歳 出		歳 出		歳 出	
1 繰 出 金		1 繰 出 金		1 繰 出 金	
144,334,107		144,334,107		144,334,107	
1 償還金及び還付加算金		1 償還金及び還付加算金		1 償還金及び還付加算金	
1,928,626		1,928,626		1,928,626	
288		288		288	
17,500		17,500		17,500	
295,414		295,414		295,414	
118,708		118,708		118,708	
98		98		98	
5,588,304		5,588,304		5,588,304	
22,224		22,224		22,224	
16,738,901		16,738,901		16,738,901	
119,586,185		119,586,185		119,586,185	
349		349		349	
36,358		36,358		36,358	

令和2年3月31日 火曜日

報 告 口 山

第8項 子 備 費 3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
平瀬発電所建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度から令和3年度まで	96,197千円	
小水力発電所建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度から令和4年度まで	244,411千円	
水越発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度から令和3年度まで	171,188千円	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 442,426千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和2年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 570,748,550m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 7,145,416千円

第1項 営業収益 6,662,088千円

第2項 営業外収益 483,325千円

第5項 特別利益 3千円

支 出

第2款 工業用水道事業費用 6,598,529千円

第1項 営業費用 6,273,340千円

第2項 営業外費用 315,186千円

第5項 特別損失 3千円

第6項 子 備 費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,906,571千円は、過年度分損益勘定留保資金2,636,529千円及び当年度資本的収支調整額270,042千円で補てんするものとする。)

収 入

第3款 資本的収入 1,622,398千円

第1項 企業債 1,320,000千円

第4項 資本剰余金 109,231千円

第5項 固定資産収入 1千円

第6項 雑収入 193,166千円

支 出

第4款 資本的支出 4,528,969千円

第2項 改良費 3,197,067千円

第3項 投資資金 1千円

第4項 償還金 1,321,901千円

第7項 子 備 費 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
小瀬川工業用水道改良			

事業の年度を越える工事 を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備 工事)	令和2年度から 令和4年度まで	482,000千円			
小瀬川工業用水道改良 事業の年度を越える工事 を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和2年度から 令和3年度まで	51,700千円			
小瀬川工業用水道改良 事業の年度を越える工事 を一括契約すること。 (送水管布設工事)	令和2年度から 令和3年度まで	84,000千円			
周南工業用水道改良事 業の年度を越える工事 を一括契約すること。 (送水管布設工事)	令和2年度から 令和3年度まで	102,000千円			
周南工業用水道改良事 業の年度を越える工事 を一括契約すること。 (送水管布設工事)	令和2年度から 令和3年度まで	300,000千円			
佐波川工業用水道改良 事業の年度を越える工事 を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和2年度から 令和4年度まで	331,177千円			
厚東川工業用水道改良 事業の年度を越える工事 を一括契約すること。 (計装設備工事)	令和2年度から 令和3年度まで	35,180千円			
厚東川工業用水道改良 事業の年度を越える工事 を一括契約すること。 (計装設備工事)	令和2年度から 令和3年度まで	9,728千円			
厚東川工業用水道改良 事業の年度を越える工事 を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備 工事)	令和2年度から 令和3年度まで	77,856千円			
厚東川工業用水道改良 事業の年度を越える工事 を一括契約すること。 (計装設備工事)	令和2年度から 令和3年度まで	25,514千円			

(企業債)
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 90,000	証券借入又は 証券発行	年8.0%以内 ただし、利率 見直し方式 で借り入れる 資金について 見直しを行う 後において	30年以内に毎年元利均等 又は元金均等 年賦又は 半年賦により償還するも のとする。特別のもの は、借入先と協議して定 める条件による。
周南工業用水道改良資金	150,000			

富田夜市川工業用水道改良 資金	60,000	は、当該見直し後の利率による。
佐波川工業用水道改良資金	160,000	
厚狭川工業用水道改良資金	300,000	
木屋川工業用水道改良資金	560,000	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 744,806千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和2年度流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山口県の流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 5市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 9,087,247m ³ |
| (3) 1日平均処理水量 | 24,897m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | 周南流域下水道整備事業費
田布施川流域下水道整備事業費 |
| | 331,999千円
270,700千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益
 第1項 営業収益 1,814,427千円
 第2項 営業外収益 677,304千円
 1,137,123千円

支 出

第2款 流域下水道事業費用
 第1項 営業費用 1,814,427千円
 第2項 営業外費用 1,755,518千円
 52,921千円
 第3項 特別損失 5,988千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第3款 資本的収入 936,505千円
 第1項 企業債 252,000千円
 第2項 国庫支出金 364,700千円
 第3項 負担金 319,805千円

支出

第4款 資本的支出 936,505千円
 第1項 建設改良費 605,648千円
 第3項 償還金 330,857千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ22千円及び60,541千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
田布施川流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。(電気設備工事)	令和2年度から令和3年度まで	459,800千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	252,000千円	証券借入又は証券発行	年6.0%以内ただし利率で借り入れた資金の利率については、直後においいて見直し、当該利率に引き上げられる。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦(30年以内)ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、840,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

流域下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 42,101千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業費用のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,446千円である。

(十五) 令和2年度山口県補正予算の要領の公表

令和二年二月山口県議会定例会で議決された令和元年度山口県補正予算の要領は、次のとおり。

令和二年三月三十一日

山口県知事 平 塚 隆 敏

令和元年度山口県一般会計補正予算(第4号)

令和元年度山口県の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

		課 税		課 税		課 税		
		補 正 額	補正前の額	計	補 正 額	補正前の額	計	
(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ22,196,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ664,484,081千円とする。								
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。								
(継続費の補正) 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。								
(繰越明許費) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。								
(債務負担行為の補正) 第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。								
(地方債の補正) 第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。								
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)								
1 県	税	△3,385,441	179,106,835	175,721,394	7 分担金及び負担金	499,665	4,079,170	4,578,835
	1 県 民 税	△893,063	53,509,369	52,616,306	1 分 担 金	143,596	232,008	375,604
	2 事 業 税	△89,499	37,847,209	37,757,710	2 負 担 金	356,069	3,847,162	4,203,231
	3 地 方 消 費 税	△2,346,000	49,888,000	47,542,000	8 使用料及び手数料	△121,854	9,712,407	9,590,553
	4 不動産取得税	34,319	2,542,412	2,576,731	1 使 用 料	△107,725	7,520,796	7,413,071
	5 県たばこ税	△28,000	1,448,000	1,420,000	2 手 料	△14,129	2,191,611	2,177,482
	6 ゴルフ場利用税	23,000	425,000	448,000	9 国 庫 支 出 金	587,487	86,083,818	86,671,305
	7 自動車取得税	185,000	991,000	1,176,000	1 国 庫 負 担 金	△1,268,409	35,488,040	34,219,631
	8 軽油引取税	△300,791	13,895,412	13,594,621	2 国 庫 補 助 金	2,281,778	48,370,684	50,652,462
	9 自 動 車 税	2,593	18,354,433	18,357,026	3 委 託 金	△425,882	2,225,094	1,799,212
	10 飲 区 税	△1,000	9,000	8,000	1 財 産 運 用 収 入	124,583	3,073,709	3,198,292
	17 産業廃棄物税	28,000	186,000	214,000	2 財 産 売 払 収 入	△26,670	2,004,111	1,977,441
2 地方消費税清算金		△1,808,000	49,330,000	47,522,000	1 寄 付 金	151,253	1,069,598	1,220,851
	1 地方消費税清算金	△1,808,000	49,330,000	47,522,000	11 寄 付 金	△2,700	17,470	14,770
3 地方譲与税		△904,800	25,740,800	24,836,000		△2,700	17,470	14,770

12線	入 金	1 特別会計繰入金 2 基金繰入金	△3,985,716 339,099	18,243,079 5,660,803	14,257,363 5,999,902	4 衛 生 費	8 災害救助費	23,450	561,401	584,851
13線	越 金	1 繰 越 金	△4,324,815 3,634,045 3,634,045	12,582,276 1,040,843 1,040,843	8,257,461 4,674,888 4,674,888	1 公衆衛生費 4 環境衛生費 7 保健所費 8 医薬費 10 病院費	1 公衆衛生費 4 環境衛生費 7 保健所費 8 医薬費 10 病院費	△172,402 443,897 △217,891 △93,605 43,723 △3,722	19,697,223 6,706,279 2,768,227 2,325,992 6,193,460 1,703,265	19,869,625 7,150,176 2,550,336 2,232,387 6,237,183 1,699,543
14諸	収 入	1 貸付金元利収入 2 受託事業収入 3 延滞金、加算金及び過料等 4 預 金 利 子 6 雑 入	△14,870,316 △656,434 △58,829 587 △1,787,300	47,026,380 1,646,357 262,296 1,507 6,743,410	32,156,064 989,923 203,467 2,094 4,956,110	5 勞 働 費	1 勞 政 費 2 職業能力開発費 3 失業対策費 4 労働委員会費	△468,711 △43,227 △339,173 △78,076 △8,235	2,500,980 677,894 1,341,047 373,248 108,791	2,032,269 634,667 1,001,874 295,172 100,556
15県	債 償	1 県 債	△1,904,316 △1,904,316	83,729,000 83,729,000	81,824,684 81,824,684	6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費 2 畜 産 業 費 3 農 地 費 4 林 業 費 5 水 産 業 費	△216,379 △2,453,337 162,505 2,091,692 △484,798	38,763,603 10,573,845 506,172 12,171,271 7,264,663	38,547,224 8,120,508 668,677 14,262,963 6,779,865
	歳 入 出 入	合 計	△22,196,000	686,680,081	664,484,081					
	歳 入 出 入	補 正 額								
1 議 会 費		1 議 会 費	△66,225	1,456,483	1,390,258	7 商 工 費	1 商 業 費 2 工 鉱 業 費 3 観 光 費	△14,738,791 △88,948 △84,557	50,673,893 2,294,802 802,873	35,935,102 2,205,854 718,316
2 総 務 費		1 議 会 費	△66,225	1,456,483	1,390,258	8 土 木 費	1 管 理 費 2 道路橋りょう費 3 河川海岸費 4 港 湾 費 5 都市計画費 6 住 宅 費	△14,565,286 5,139,328 1,553,100 316,344 318,331 △46,204	47,576,218 77,998,967 23,071,662 7,731,917 4,616,045 2,985,918	33,010,932 83,138,295 24,624,762 8,048,261 4,934,376 2,939,714
		1 総務管理費 2 企画調整費 3 徴 税 費 4 市町村振興費 5 選 挙 費 6 防 災 費 7 統計調査費 8 人事委員会費 9 監査委員費	1,543,176 2,579,180 △469,929 △49,916 △146,965 △259,726 △54,157 △55,653 1,530 △1,188	35,938,848 16,902,142 7,356,458 5,752,795 1,246,183 1,390,796 2,428,435 546,810 130,936 184,293	37,482,024 19,481,322 6,886,529 5,702,879 1,099,218 1,131,070 2,374,278 491,157 132,466 183,105	9 警 察 費	1 警察管理費 2 警察活動費	△559,197 △446,582 △112,615	38,132,760 35,438,934 2,693,826	37,573,563 34,992,352 2,581,211
3 民 生 費		1 社会福祉費 4 児童福祉費 7 生活保護費	△3,655,312 △2,490,931 △1,182,426 △5,405	96,566,595 75,218,078 19,687,438 1,099,678	92,911,283 72,727,147 18,505,012 1,094,273					

第2表 継続費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	補正			補正		
			総額	年度	前割額	総額	年度	後割額
8 土木費	3 河川海岸費	深川川総合開発事業費	21,252,000	7	919,000	21,252,000	7	919,000
			820,000	8	820,000	820,000	8	820,000
			800,000	9	800,000	800,000	9	800,000
			220,000	10	220,000	220,000	10	220,000
			250,000	11	250,000	250,000	11	250,000
			250,000	12	250,000	250,000	12	250,000
			300,000	13	300,000	300,000	13	300,000
			494,912	14	494,912	494,912	14	494,912
			198,000	15	198,000	198,000	15	198,000
			280,382	16	280,382	280,382	16	280,382
			327,028	17	327,028	327,028	17	327,028
			225,000	18	225,000	225,000	18	225,000
			270,000	19	270,000	270,000	19	270,000
			300,000	20	300,000	300,000	20	300,000
			290,000	21	290,000	290,000	21	290,000
			147,429	22	147,429	147,429	22	147,429
			146,700	23	146,700	146,700	23	146,700

(号 外-18)

報 告 書

令和2年3月31日 火曜日

10教育費	1教育総務費	△1,462,662	147,372,162	145,909,500
	2小学校費	3,359,800	21,248,624	24,608,424
	3中学校費	△1,070,081	41,591,787	40,521,706
	4高等学校費	△841,680	26,057,870	25,216,190
	7特別支援学校費	△663,324	27,350,064	26,686,740
	8社会教育費	△869,916	16,019,022	15,149,106
	9保健体育費	△38,731	1,532,669	1,493,938
	10大 学 費	△20,401	592,031	571,630
	11学 事 費	△772,972	4,146,227	3,373,255
	1 農林水産施設災害復旧費	△545,357	8,833,868	8,288,511
	2 土木施設災害復旧費	△4,073,943	7,080,040	3,006,097
	4 学校施設等災害復旧費	△1,470,906	1,824,450	353,544
	1 公 債 費	△2,453,037	5,095,590	2,642,553
	2 利子割交付金	△150,000	160,000	10,000
	3 配当割交付金	△879,975	94,101,527	93,221,552
	4 株式等譲渡所得割交付金	△879,975	94,101,527	93,221,552
	1 地方消費税清算金	△2,929,711	76,197,000	73,267,289
	2 利子割交付金	△2,087,000	48,533,000	46,446,000
	3 配当割交付金	△4,000	277,000	273,000
	4 株式等譲渡所得割交付金	133,000	642,000	775,000
	5 地方消費税交付金	△207,000	605,000	398,000
	6 工場利用税交付金	△913,000	24,924,000	24,011,000
	8 自動車取得税交付金	22,000	299,000	321,000
	10 環境性能割交付金	145,189	660,000	805,189
	11 利子割精算金	△17,000	255,000	238,000
	合 計	△1,900	2,000	100
歳 出	合 計	△22,196,000	686,680,081	664,484,081

24	325,000	24	325,000
25	300,000	25	300,000
26	270,000	26	270,000
27	163,000	27	163,000
28	304,000	28	304,000
29	163,000	29	163,000
30	163,000	30	163,000
元	163,000	元	463,000
2	1,400,000	2	163,000
3	2,800,000	3	328,000
4	3,200,000	4	1,164,000
5	2,900,000	5	1,013,000
6	2,757,000	6	1,499,000
7	105,549	7	1,852,000
		8	3,396,000
		9	2,034,000
		10	1,327,000
		11	86,549

(単位 千円)

第3表 繰越明許費
1 追加

款	費	項	事	項	金額
2	総務費	2	企画調整費	国土調査事業費 情報化推進費	37,382 187,679
3	民生費	6	防災費	県史編さん費 防災体制整備拡充費	5,331 7,840
		1	社会福祉費	障害者自立支援対策費 介護保険対策費	117,465 688,943
		4	児童福祉費	児童健全育成対策費 児童福祉施設整備費補助	27,752 11,942
4	衛生費	4	環境衛生費	水道施設整備管理指導費 医療施設等設備整備費補助	863 34,932
6	農林水産業費	1	農業費	単県農山漁村整備事業費 農林総合技術センター運営費	38,252 136,178
		2	畜産業費	広域畜産総合対策費	209,795
		3	農地費	県営かんかん排水改良事業費 基地障害防止対策事業費	248,497 54,627
				広域営農団地農道整備事業費 基幹農道整備事業費	447,500 182,352
				経営体育成基盤整備事業費 県営中山間地域総合整備事業費	3,281,434 443,540
				県営農村振興総合整備事業費 団体営土地改良費	17,570 17,100
				ふるさと農道緊急整備事業費	63,600

4 林 業 費	県宮老朽ため池整備事業費	1,787,078	3 河 川 海 岸 費	漁村づくり総合整備事業費	33,892
	団体営農地防災事業費	95,991		単独漁港建設改良事業費	233
	地すべり対策事業費	89,936		企業立地促進費	50,000
	県営海岸保全施設整備事業費	133,688		民間建築物耐震改修等推進費	22,344
	湛水防除事業費	14,520		単独交通安全施設整備事業費	281,121
	国営農地再編整備事業負担金	363,721		舗装補修費	32,200
	優良種苗確保事業費	4,510		過疎地域市町道代行事業費	16,967
	造林事業費	423,894		単独道路舗装費	98,194
	造林推進事業費	198,837		単独道路災害防除費	117,239
	普通林道開設事業費	27,460		単独路側整備事業費	86,937
	ふるさと林道緊急整備事業費	61,678		防衛施設周辺道路整備費	149,523
	一般治山事業費	803,585		道路調査費	12,192
	水源地域緊急整備事業費	17,455		単独橋りょう補修費	24,863
	林地荒廃防止事業費	103,276		河川基本調査費	25,360
	小規模治山事業費	24,543		河川情報基盤緊急整備事業費	208,700
5 水 産 業 費	治山施設維持管理事業費	6,042	都市基盤河川改修事業費	8,144	
栽培漁業公社運営費補助	10,593	河川工作物関連応急対策事業費	145,687		
地域水産物供給基盤整備事業費	103,665	単独河川改修費	550,495		
水産資源環境整備事業費	229,274	自然災害防止事業費	108,902		
水産業強化対策整備費	6,000	河川委託事業費	82,361		
広域水産物供給基盤整備事業費	2,359,920	侵食対策事業費	106,178		
漁港漁場機能高度化事業費	486,043	自然災害防止事業費	15,438		
漁港海岸保全施設整備事業費	111,915	ダム建設実施調査費	51,900		
漁港海岸環境整備事業費	19,001	堰堤修繕事業費	143,512		

報 告 書

9	警 察 費	1	警 察 管 理 費	一般管理費	14,195
10	教 育 費	1	教 育 総 務 費	教育庁運営費	3,410,407
		4	高 等 学 校 費	校舍改築費	186,400
		7	特 別 支 援 学 校 費	施設整備費	848,078
		10	大 学 費	県立大学整備費	52,116
		//	学 事 費	私立高校等施設設備整備費補助	9,004
//	災 害 復 旧 費	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	農地災害復旧事業費	115,120
			林道災害復旧事業費	47,081	
		2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	土木過年単独災害復旧事業費	4,693
				土木現年補助災害復旧事業費	1,170,056
				土木現年単独災害復旧事業費	59,647
合			計		23,608,444

2 変 更

款	項	事 項	補 正 前	補 正 後
2	総 務 費	庁舎等維持管理費	101,622	416,246
6	農 林 水 産 業 費	広域基幹林道開設事業費	93,364	151,836
8	土 木 費	交通安全施設整備事業費	193,543	1,519,850
		道路災害防除費	334,805	1,695,241
		道路改良費	801,432	5,027,818
		単独道路改良費	233,855	1,423,229
		橋りょう補修費	1,143,508	3,891,589
		広域河川改修費	282,500	3,420,683
		周防高潮対策事業費	97,800	568,926
		高潮対策事業費	36,000	308,715
		堰堤改良事業費	178,306	315,679
		通常砂防事業費	291,715	2,426,946
		地すべり対策事業費	57,780	408,980
		急傾斜地崩壊対策事業費	122,115	1,389,532
		自然災害防止事業費	13,975	241,559
		都市計画街路整備事業費	218,497	477,844
		単独都市計画街路整備事業費	4,277	185,806
		都市公園整備事業費	150,000	212,566
		過疎地域下水道代行事業費	45,161	729,564
		公営住宅建設費	127,837	886,733
//	災 害 復 旧 費	土木過年補助災害復旧事業費	51,100	634,740

合	計	4,579,192	26,394,082
---	---	-----------	------------

第4表 債務負担行為補正追加

事項	期間	限度額
1 道路改良事業の年度を越えること。を契約する。堂萩道路(国道470号線)	令和2年度	168,000千円
2 (県道光柳井線)	令和2年度	105,000千円

第5表 地方債補正追加 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
団体営土地改良事業	5,400	証券借入又は証券発行	年6.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
基盤整備促進事業	300		ただし、利率については、借入先と協議して定める。	
団体営農地防災事業	21,400			
治水防除事業	5,600			
造林事業	64,800			
教育庁運営事業	612,000			
土木現年直轄災害復旧事業負担金	36,600			
計	746,100			

2 変更

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 利率 償還の方法
庁舎等維持管理事業	481,000	証券借入又は元金均等半年賦又は元金均等半年賦 8.0%以内	481,100	証券借入又は元金均等半年賦又は元金均等半年賦 8.0%以内

事業名	行	利率見直し等30年以内借入方式で、ただし、借入先と協定した条件による。	行	利率見直し等30年以内借入方式で、ただし、借入先と協定した条件による。
退職手当給付事業(総務)	456,000		644,800	
障害者自立支援対策事業	49,000		25,600	
県立身体障害者福祉施設整備事業	114,000		85,500	
介護保険対策事業	266,000		278,400	
児童相談所事業	3,000		3,400	
児童福祉施設整備事業	5,000		4,600	
被災者生活再建支援事業	529,000		528,700	
女性保護施設運営事業	1,000		600	
保健所施設整備事業	107,000		57,300	
県営かんがい排水改良事業	95,000		73,300	
広域営農団地農道整備事業	292,000		297,600	
基幹農道整備事業	92,000		94,100	
経営体育成基盤整備事業	457,000		1,134,000	
県営中山間地域総合整備事業	78,000		207,800	
県営農村振興総合整備事業	12,000		10,300	
ふるさと農道緊急整備事業	102,000		96,900	
県営老朽ため池整備事業	756,000		596,000	
地すべり対策事業(農林)	128,000		103,100	
県営海岸保全施設整備事業	123,000		95,100	
国営農地再編整備事業負担金	193,000		556,700	
広域基幹林道開設事業	82,000		90,100	
ふるさと林道緊急整備事業	89,000		84,100	
一般治山事業	847,000		861,700	
水源地域緊急整備事業	124,000		94,200	

保安林改良事業	49,000	44,400	広域河川改修事業	1,766,000	2,692,900
保全林整備事業	5,000	10,900	河川情報基盤緊急整備事業	206,000	106,700
林地荒廃防止事業	123,000	101,300	周防高潮対策事業	385,000	517,000
小規模治山事業	36,000	37,200	河川工作物関連応急対策事業	187,000	195,600
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	682,000	772,100	河川災害関連事業	297,000	0
漁港漁場機能高度化事業	55,000	65,800	単独河川改修事業	1,040,000	588,000
漁港海岸保全施設整備事業	42,000	57,600	自然災害防止事業(河川)	151,000	152,600
漁港海岸環境整備事業	18,000	17,400	河川直轄事業負担金	365,000	304,700
地境水産物供給基盤整備事業(漁場)	89,000	98,700	錦川総合開発事業	2,764,000	2,600,400
農林業施策総合調整事業	47,000	20,300	深川川総合開発事業	82,000	228,000
農林総合技術センター運営事業	239,000	54,500	堰堤改良事業	105,000	35,700
舗装補修事業	110,000	85,600	堰堤修繕事業	90,000	41,900
道路災害防除事業	653,000	1,022,700	高潮対策事業	174,000	185,500
単独道路舗装事業	557,000	481,000	侵食対策事業	49,000	80,300
単独道路災害防除事業	281,000	178,500	自然災害防止事業(海岸)	21,000	21,300
単独路側整備事業	351,000	308,500	通常砂防事業	1,574,000	1,904,800
道路改良事業	3,105,000	4,007,600	災害関連緊急砂防事業	38,000	0
過疎地域市町道代行事業	32,000	31,900	地すべり対策事業(建設)	329,000	312,400
単独道路改良事業	3,736,000	2,251,500	災害関連緊急地すべり対策事業	82,000	0
道路直轄事業負担金	3,746,000	3,926,300	急傾斜地崩壊対策事業	1,016,000	1,080,000
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	1,195,000	1,319,500	災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業	128,000	0
単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	525,000	321,300	砂防災害関連事業	110,000	0
橋りょう補修事業	2,857,000	3,227,900	単独砂防改良事業	44,000	22,300
単独橋りょう補修事業	10,000	339,200	自然災害防止事業(砂防)	404,000	404,500

土木過年単独災害復旧事業	30,000			11,400		
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000			488,000		
土木現年単独災害復旧事業	70,000			65,000		
補助港湾災害復旧事業	124,000			0		
県立学校施設災害復旧事業	60,000			10,000		
治山施設災害復旧事業	2,000			0		
県有施設災害復旧事業	100,000			0		
臨時財政対策債	23,163,000			24,034,684		
計	82,479,000			79,828,584		

令和元年度中小企業近代化資金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度中小企業近代化資金特別会計予算」の名称を、「令和元年度中小企業近代化資金特別会計予算」とする。

2 令和元年度中小企業近代化資金特別会計予算中の平成31年度以降の元号の表示は、「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ205,583千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ446,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳入	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	金	1 他会計繰入金	△57,981	86,999	29,018
			△57,981	86,999	29,018

港湾改修事業	283,000	248,800
港湾既存施設有効活用促進事業	180,000	132,100
港湾環境整備事業	23,000	20,300
港湾直轄事業負担金	2,618,000	3,328,600
単独港湾改修事業	103,000	62,600
海岸防災事業	653,000	612,900
都市計画街路整備事業	524,000	591,100
単独都市計画街路整備事業	646,000	439,600
都市公園整備事業	160,000	120,100
単独都市公園整備事業	47,000	32,200
公営住宅建設事業	656,000	655,200
過疎地域下水道代行業	290,000	336,400
山口警察署建設事業	134,000	96,000
駐在所等改築事業	197,000	147,000
警察職員住宅管理事業	51,000	40,000
交通事故防止施設総合整備事業	468,000	460,000
校舎改築事業	2,188,000	2,147,300
施設改築事業	178,000	177,700
土地整備事業	7,000	4,700
退職手当給付事業(教育)	6,837,000	4,196,100
特別支援学校施設整備事業	2,716,000	2,186,700
県立大学整備事業	2,986,000	2,153,400
私立高校等施設整備事業	5,000	7,600
土木過年補助災害復旧事業	495,000	301,800

保 庫 口 庫

3歳 越 金	1繰 越 金	△90,060	340,279	250,219
4諸 収 入	1貸付金元利収 入	△3,972	149,548	145,576
5果 債 償	1果 債 償	△53,570	75,000	21,430
歳 入 出	合 計	△205,583	651,826	446,243
歳 入 出 款	項 目	補 正 額	補正前の額	計
1中小企業近代化 資金	1中小企業設備 近代化資金	△205,583	651,826	446,243
	2中小企業高度 化資金	△23,584	74,570	50,986
歳 出	合 計	△205,583	651,826	446,243
第2表 地方債補正 変				(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 利率 償還の方法
小規模企業者等設備貸 与事業資金	75,000	政府予年8.0% 算貸付以内 による。	21,430	政府予年8.0% 算貸付以内 による。

令和元年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第2号)

令和元年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ380,732千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	項 目	補 正 額	補正前の額	計
2使用料及び手数料	1使 用 料	△5,112	70,872	65,760
4財 産 収 入	1財産運用収入	223	3,694	3,917
5繰 入 金	1他会計繰入金	2,758	234,570	237,328
6繰 越 金	1繰 越 金	10,505	224,570	237,328
7諸 収 入	1延 滞 金	△5,401	40,728	35,327
	3雑 入	△5,400	40,727	35,327
歳 入 出 款	合 計	2,973	377,759	380,732
1下関漁港地方卸 売市場費	2市場管理費	2,973	377,759	380,732
歳 出	合 計	2,973	377,759	380,732

令和元年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(予算の名称等)

第1条 「平成31年度林業・木材産業改善資金特別会計予算」の名称を、「令和元年度林業・木材産業改善資金特別会計予算」とする。

2 令和元年度林業・木材産業改善資金特別会計予算中の平成31年度以降の元号の表示は、「令和」とする。

(歳入歳出予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ115,611千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,663千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正額	補正前の額	計
1 当せん金付証券 発売事業費	2 繰出金	207,815	3,347,326	3,555,141
	合 計	207,815	3,347,326	3,555,141

令和元年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)

令和元年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(予算の名称等)

第1条 「平成31年度収入証紙特別会計予算」の名称を、「令和元年度収入証紙特別会計予算」とする。

2 令和元年度収入証紙特別会計予算中の平成31年度以降の元号の表示は、「令和」とする。

(歳入歳出予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ318,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,475,418千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 証紙収入	1 証紙収入	124,874	4,156,429	4,281,303
	合 計	124,874	4,156,429	4,281,303
2 繰越金	1 繰越金	194,114	1	194,115
	合 計	194,114	1	194,115
歳入	合 計	318,988	4,156,430	4,475,418
	歳 出			
歳出	1 繰出金	318,988	4,156,430	4,475,418
	合 計	318,988	4,156,430	4,475,418

令和元年度土地取得事業特別会計補正予算(第1号)

令和元年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところ

による。

(予算の名称等)

第1条 「平成31年度土地取得事業特別会計予算」の名称を、「令和元年度土地取得事業特別会計予算」とする。

2 令和元年度土地取得事業特別会計予算中の平成31年度以降の元号の表示は、「令和」とする。

(歳入歳出予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ651千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,975千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 財産収入	1 財産運用収入	△4,922	100,323	95,401
	2 財産売却収入	456	1,293	1,749
4 繰越金	1 繰越金	△5,378	99,030	93,652
	合 計	4,752	1	4,753
6 諸収入	1 雑収入	4,752	1	4,753
	合 計	821	0	821
歳入	合 計	821	0	821
	歳 出			
歳出	1 土地取得事業費	651	100,324	100,975
	合 計	651	100,324	100,975
歳入	3 産業団地管理費	△3,383	90,011	86,628
	4 分譲宅地管理費	4,034	10,313	14,347
歳出	合 計	651	100,324	100,975
	歳 出			

令和元年度流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

令和元年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,909,490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,839,766千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 総務費	1 総務管理費	△235	36,752	36,517
	2 運営協議会費	△251	36,403	36,419
2 保険給付費等交付金	2 運営協議会費	△251	349	98
	1 保険給付費等交付金	3,530,922	119,951,555	123,482,457
3 後期高齢者支援金等	1 保険給付費等交付金	3,530,922	119,951,555	123,482,457
	1 後期高齢者支援金等	△72,792	16,834,438	16,761,646
4 前期高齢者納付金等	1 後期高齢者支援金等	△72,792	16,834,438	16,761,646
	1 前期高齢者納付金等	1	67,316	67,317
5 介護納付金	1 前期高齢者納付金等	1	67,316	67,317
	1 介護納付金	16	5,523,513	5,523,529
7 共同事業拠出金	1 介護納付金	16	5,523,513	5,523,529
	1 共同事業拠出金	6,081	101,286	107,367
	1 共同事業拠出金	6,081	101,286	107,367
8 財政安定化基金支出金	1 共同事業拠出金	6,081	101,286	107,367
	1 財政安定化基金支出金	△295,414	295,414	0
9 保健事業費	1 財政安定化基金支出金	△295,414	295,414	0
	1 保健事業費	△160	17,500	17,340
10 基金積立金	1 保健事業費	△160	17,500	17,340
	1 基金積立金	△211	278	67
12 諸支出金	1 基金積立金	△211	278	67
	1 償還金及び還付加算金	△261,607	2,098,263	1,836,656
13 繰出金	1 償還金及び還付加算金	△261,607	2,098,263	1,836,656
	1 繰出金	2,889	3,880	6,769
	合計	2,889	3,880	6,769
	合計	2,909,490	144,930,276	147,839,766
	合計	2,909,490	144,930,276	147,839,766
1 分担金及び負担金	1 負担金	△2,607	41,237,969	41,235,362
2 国庫支出金	1 負担金	△2,607	41,237,969	41,235,362
	1 国庫負担金	2,280,269	36,711,703	38,991,972
	2 国庫補助金	603,263	25,427,611	26,030,874
3 療養給付費等交付金	1 国庫負担金	2,280,269	36,711,703	38,991,972
	2 国庫補助金	603,263	25,427,611	26,030,874
4 前期高齢者交付金	1 療養給付費等交付金	1,677,006	11,284,092	12,961,098
	1 療養給付費等交付金	97,444	25,787	123,231
5 共同事業交付金	1 療養給付費等交付金	97,444	25,787	123,231
	1 共同事業交付金	97,444	25,787	123,231
6 財産収入	1 共同事業交付金	97,444	25,787	123,231
	1 財産運用収入	122,461	56,304,541	56,427,002
8 繰入金	1 前期高齢者交付金	122,461	56,304,541	56,427,002
	1 他会計繰入金	3,035	101,165	104,200
9 繰越金	1 共同事業交付金	3,035	101,165	104,200
	2 基金繰入金	482,571	349,646	832,217
10 諸収入	1 基金繰入金	482,571	349,646	832,217
	1 繰越金	△261,285	2,106,296	1,845,011
	5 雑収入	8,199	7,760	15,959
	合計	8,199	7,760	15,959
	合計	2,909,490	144,930,276	147,839,766

(総則)

令和元年度電気事業会計補正予算(第2号)

(号 外-18)

第1条 令和元年度山口県の電気事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量)
 第2条 令和元年度電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「156,142,000KWH」を「124,172,000KWH」に改める。
 (収益的収入及び支出)
 第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 電気事業収益	第1項 営業収益	△39,543千円	1,761,516千円	1,721,973千円
	第2項 附帯事業収益	△29,311千円	1,708,243千円	1,678,932千円
	第3項 財務収益	3,150千円	27,751千円	30,901千円
	第4項 事業外収益	△1,396千円	3,017千円	1,621千円
第4項 事業外収益		△11,986千円	22,502千円	10,516千円
		収入	支出	
科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款 電気事業費用	第1項 営業費用	44,335千円	1,584,307千円	1,628,642千円
	第2項 附帯事業費用	24,245千円	1,545,325千円	1,569,570千円
	第3項 特別損失	△438千円	23,890千円	23,452千円
	第4項 事業外費用	20,404千円	1,164千円	21,568千円
	第5項 特別損失	124千円	3千円	127千円
		収入	支出	
第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額883,222千円は、当年度分損益勘定留保資金321,187千円、過年度分損益勘定留保資金339,289千円、減債積立金143,778千円及び当年度資本的収支調整額78,968千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額716,255千円は、過年度分損益勘定留保資金499,828千円、減債積立金143,778千円、中小水力発電開発改良積立金9,723千円及び当年度資本的収支調整額62,926千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。				

科	目	補正予定額	既決予定額	計	
第3款 資本的収入	第3項 資本剰余金	17,545千円	1,331,253千円	1,348,798千円	
	第4項 固定資産収入	17,543千円	31,250千円	48,793千円	
			2千円	1,300,001千円	1,300,003千円
			収入	支出	

第4款 資本的支出
 第1項 建設費
 第2項 改良費
 第5条 予算第8条中「職員給与費440,053千円」を「職員給与費439,572千円」に改める。

令和元年度工業用水道事業会計補正予算(第2号)
 (総則)
 第1条 令和元年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量)
 第2条 令和元年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「564,001,560㎡」を「577,152,160㎡」に改める。
 (収益的収入及び支出)
 第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 工業用水道事業収益	第1項 営業収益	△5,514千円	7,010,483千円	7,004,969千円
	第2項 営業外収益	54,940千円	6,418,069千円	6,473,009千円
		△60,454千円	592,411千円	531,957千円
		収入	支出	

第2款 工業用水道事業費用
 第1項 営業費用
 第2項 営業外費用
 第5項 特別損失
 (資本的収入及び支出)
 第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,061,936千円は、当年度分損益勘定留保資金583,551千円、過年度分損益勘定留保資金3,053,787千円及び当年度資本的収支調整額424,598千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,369,577千円は、過年度分損益

勘定留保資金2,314,648千円、減償積立金723,919千円及び当年度資本的収支調整額331,010千円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		支 出		計
	補正予定額	既決予定額	補正予定額	既決予定額	
第3款 資本的収入	243,769千円	2,312,919千円			2,556,688千円
第1項 企業債	△35,000千円	1,390,000千円			1,355,000千円
第4項 資本剰余金	279,255千円	302,945千円			582,200千円
第6項 雑収入	△486千円	219,973千円			219,487千円
計					
第4款 資本的支出	△448,590千円	6,374,855千円			5,926,265千円
第1項 建設費	△20,542千円	1,204,755千円			1,184,213千円
第2項 改良費	△428,803千円	3,768,250千円			3,339,447千円
第4項 償還金	755千円	1,391,849千円			1,392,604千円

(企業債)
第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	補 限度額	起債の方法	補 限度額	起債の方法
小瀬川工業用水道改良資金	20,000千円	証券借入又は債券発行	20,000千円	証券借入又は債券発行
周南工業用水道改良資金	230,000	年6.0%以内の元金均等返済方式で借り入れをする	200,000	年6.0%以内の元金均等返済方式で借り入れをする
富田夜市川工業用水道改良資金	30,000	年6.0%以内の元金均等返済方式で借り入れをする	25,000	年6.0%以内の元金均等返済方式で借り入れをする
佐波川工業用水道改良資金	30,000	年6.0%以内の元金均等返済方式で借り入れをする	30,000	年6.0%以内の元金均等返済方式で借り入れをする
厚狭川工業用水道改良資金	380,000	年6.0%以内の元金均等返済方式で借り入れをする	380,000	年6.0%以内の元金均等返済方式で借り入れをする
木屋川工業用水道改良資金	700,000	年6.0%以内の元金均等返済方式で借り入れをする	700,000	年6.0%以内の元金均等返済方式で借り入れをする

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与費744,171千円」を「職員給与費740,107千円」に改める。

令和二年三月三十一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁